

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：消防指導費

事業名 地域連携消防団員確保推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 企画係 電話番号：058-272-1111(内2882)

E-mail：c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,000 千円 (前年度予算額： 11,555 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,555	0	0	0	0	0	0	0	11,555
要求額	8,000	0	0	0	0	0	0	0	8,000
決定額	8,000	0	0	0	0	0	0	0	8,000

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 地域防災力の重要性が増大する一方でその担い手の確保は困難となっていることを踏まえ、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として、平成25年12月には「消防団充実強化法」が公布・施行された。ここでは、事業者や大学等の協力が規定されている。また、消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告(R3.8)では、地域社会の理解や幅広い住民の入団促進が必要とされている。
- このため、消防団協力事業所に対する支援制度の周知と適切な運用、若者や女性の入団促進、消防団への「ありがとう」の感謝を伝える取組みや団員とそれを支える家族を地域で盛り立てる消防団・水防団応援事業所制度の推進、住民の消防団活動に対する理解の促進を図る。
- 一方で、団員確保を行う市町村単体では対策に限界があることから、県事務所と市町村が共に課題を解決し団への加入を促進するため「消防団員確保推進圏域別協議会」を設け、地域の実情を踏まえた団員確保を推進する。

(2) 事業内容

- 消防団員確保対策の推進
県事務所を核とした「消防団員確保推進圏域別協議会」を設置し、県、市町村、消防団が一体となって、消防団活動の周知啓発や加入促進、企業や教育機関との連携など、地域の実情を踏まえた確保推進事業を展開する。
同時に、県全体に向けた広報資材の作成や周知啓発イベント、商工団体等への働きかけ、若者や女性の入団促進等の取組みを行う。
- 各種制度の運用
県独自の下記の制度について、制度の周知と適切な運用を図る。

- ・「消防団協力事業所支援減税制度」（平成28年4月1日～）
消防団活動に協力する事業者を支援するための優遇措置（事業税減税）。
- ・「消防団・水防団応援事業所制度」（平成26年度～）
県から消防団員・水防団員にカードを配布。これを店舗等で提示することで、事業者のご厚意により一定のサービスを受けることができる仕組み。

（3）県負担・補助率の考え方

団員確保のための自治会組織や市町村（消防団）における団員勧誘の実効性を上げるため、地域ごとに各種事業を実施するとともに、これを支える全県的な取り組みを実施する。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	381	消防団員確保対策、各種制度運用事務
需用費	2,333	消防団員確保対策、各種制度の周知・運用事務
消耗品費	1,392	
印刷製本費	798	
燃料費	143	
役務費	475	広報資材の発送
委託料	4,763	消防団員確保対策（PR展示、広報資材作成）
報償費	48	圏域別協議会外部委員
合計	8,000	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）事業主体及びその妥当性

- ・消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。
- ・平成25年12月、「消防団等充実強化法」が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務づけられた。
- ・平成27年12月の第27次消防審議会の最終答申において、消防団充実強化のために取り組むべき事項として、勤務地における被用者・公務員・大学生・女性の加入促進が示されたことから、県が主体となって事業を推進していくことは、妥当と考える。
- ・消防庁が令和2年12月に設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書においても、消防団が円滑に活動するため、社会における地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援する雰囲気を作ることが肝要であるとされているほか、地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきであるとされていることから、国及び地方公共団体で協力して取り組むべきものとする。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

多様な人材の参画により減少傾向にある県内消防団員数を増加させることで、消防団の機能を充実強化し、地域防災力の維持・向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R5)	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
消防団員の条例定数を充足している市町村の数	5	5	6	7	7	85.7%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	指標①	
令和5年度	指標①	
令和6年度		<p>圏域ごとに消防団員確保推進圏域別協議会を設置し、県、市町村・消防団等が一体となって地域の実情を踏まえた消防団員確保の取組を企画し、展開するスキームをつくった。初年度の令和6年度は、消防団PRのため地元フリーペーパーでの広告記事掲載や動画の作成、イベント出展のほか、大学等での出前講座の開催など、協議会で話し合った取組を行った。人口減少の中、消防団員数の減少傾向には歯止めがかからなかったが、条例定数を充足している市町村数はR6：5市町村からR7：6市町村と増加した。</p> <p>指標① 目標：7市町村 実績：5市町村 達成率：71.4%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	<ul style="list-style-type: none">・消防庁「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書(令和3年8月)において、消防団のイメージを向上し、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要とされた。・令和6年能登半島地震では、地域に根ざした消防団の役割の重要性が改めて認識された。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	人口減少の中、消防団員数の減少傾向には歯止めがかからなかったが、条例定数を充足している市町村数はR6：5市町村からR7：6市町村と増加した。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	消防団確保の効果を上げるためには、地域の実情に応じたきめ細かい取組を行うことが肝要である。本事業により、地域全体で知恵を出し合い取組を行うスキームが作られ、各種消防団確保事業がより効果的効率的に実施される基盤ができたと思われる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 「消防団等充実強化法」の成立により、県は、消防団への加入の促進に関して必要な措置を講ずることが義務づけられ、また、第27次消防審議会による最終答申においても、勤務地における被用者・公務員・大学生・女性の加入促進について、早急に取り組むべき事項とされており、県においても早急に取り組むべき必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <ul style="list-style-type: none">・多様な人材の活用、加入促進を加速させるため、対象者ごとに重点的に各事業を実施し、団員数の増加につなげる。・消防団員確保に係る種々の事業(消防団加入促進事業費補助金・消防団協力事業所支援減税制度など)は、消防団員の確保に効果があるため、本事業により各種事業を積極的にPRしていく。
